大阪府新型インフルエンザ等対策

情報提供・共有マニュアル

平成26年９月

目　　次

[Ⅰ　はじめに 1](file:///\\172.20.162.22\危機管理国民保護g\H26_新型インフル関係関係\H260918　マニュアル等最終案\02【最終案】情報提供・共有マニュアル(案　260918危機管理修正).docx#_Toc398822864)

[１．位置づけ 1](file:///\\172.20.162.22\危機管理国民保護g\H26_新型インフル関係関係\H260918　マニュアル等最終案\02【最終案】情報提供・共有マニュアル(案　260918危機管理修正).docx#_Toc398822865)

[２．目　　的 1](file:///\\172.20.162.22\危機管理国民保護g\H26_新型インフル関係関係\H260918　マニュアル等最終案\02【最終案】情報提供・共有マニュアル(案　260918危機管理修正).docx#_Toc398822866)

[３．今後の活用及び改定等 1](file:///\\172.20.162.22\危機管理国民保護g\H26_新型インフル関係関係\H260918　マニュアル等最終案\02【最終案】情報提供・共有マニュアル(案　260918危機管理修正).docx#_Toc398822867)

[４．対策本部等の組織体制 2](file:///\\172.20.162.22\危機管理国民保護g\H26_新型インフル関係関係\H260918　マニュアル等最終案\02【最終案】情報提供・共有マニュアル(案　260918危機管理修正).docx#_Toc398822868)

[Ⅱ　発生段階ごとの対策 3](file:///\\172.20.162.22\危機管理国民保護g\H26_新型インフル関係関係\H260918　マニュアル等最終案\02【最終案】情報提供・共有マニュアル(案　260918危機管理修正).docx#_Toc398822870)

[１．共通の対策 3](file:///\\172.20.162.22\危機管理国民保護g\H26_新型インフル関係関係\H260918　マニュアル等最終案\02【最終案】情報提供・共有マニュアル(案　260918危機管理修正).docx#_Toc398822871)

[（１）情報収集 3](file:///\\172.20.162.22\危機管理国民保護g\H26_新型インフル関係関係\H260918　マニュアル等最終案\02【最終案】情報提供・共有マニュアル(案　260918危機管理修正).docx#_Toc398822869)

[（２）情報提供・共有 3](file:///\\172.20.162.22\危機管理国民保護g\H26_新型インフル関係関係\H260918　マニュアル等最終案\02【最終案】情報提供・共有マニュアル(案　260918危機管理修正).docx#_Toc398822872)

[２．未発生期 4](file:///\\172.20.162.22\危機管理国民保護g\H26_新型インフル関係関係\H260918　マニュアル等最終案\02【最終案】情報提供・共有マニュアル(案　260918危機管理修正).docx#_Toc398822873)

[（１）継続的な情報提供 4](file:///\\172.20.162.22\危機管理国民保護g\H26_新型インフル関係関係\H260918　マニュアル等最終案\02【最終案】情報提供・共有マニュアル(案　260918危機管理修正).docx#_Toc398822874)

[（２）情報提供体制整備等 7](file:///\\172.20.162.22\危機管理国民保護g\H26_新型インフル関係関係\H260918　マニュアル等最終案\02【最終案】情報提供・共有マニュアル(案　260918危機管理修正).docx#_Toc398822875)

[（３）情報提供・共有 12](file:///\\172.20.162.22\危機管理国民保護g\H26_新型インフル関係関係\H260918　マニュアル等最終案\02【最終案】情報提供・共有マニュアル(案　260918危機管理修正).docx#_Toc398822876)

[３．府内未発生期 13](file:///\\172.20.162.22\危機管理国民保護g\H26_新型インフル関係関係\H260918　マニュアル等最終案\02【最終案】情報提供・共有マニュアル(案　260918危機管理修正).docx#_Toc398822877)

[（１）情報提供体制の確立 13](file:///\\172.20.162.22\危機管理国民保護g\H26_新型インフル関係関係\H260918　マニュアル等最終案\02【最終案】情報提供・共有マニュアル(案　260918危機管理修正).docx#_Toc398822878)

[４．府内発生早期～府内感染期 16](file:///\\172.20.162.22\危機管理国民保護g\H26_新型インフル関係関係\H260918　マニュアル等最終案\02【最終案】情報提供・共有マニュアル(案　260918危機管理修正).docx#_Toc398822879)

[（１）情報提供 16](file:///\\172.20.162.22\危機管理国民保護g\H26_新型インフル関係関係\H260918　マニュアル等最終案\02【最終案】情報提供・共有マニュアル(案　260918危機管理修正).docx#_Toc398822880)

# **Ⅰ　はじめに**

## **１．位置づけ**

大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「府行動計画」という。）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）に基づき、法定計画として平成25年９月に策定された。

府行動計画においては、対策の基本的な選択肢を示しているが、これを補完し対策の充実を図るために、政府ガイドラインや専門的知見をもとにマニュアル等を整備することとしており、情報提供・共有マニュアル（以下「当マニュアル」という。）もその一環として作成するものとする。

## **２．目　　的**

新型インフルエンザ等への事前準備から発生時に渡り、国や府、市町村、指定地方公共機関、登録事業者他関係者が、適切に情報共有し、一体となって対策を講じることが重要である。

更に、府民一人ひとりが、新型インフルエンザ等に対する正確な知識に基づき、適切に行動することで、はじめて、まん延の防止が可能となる。

このため、日常から、庁内及び関係機関とは情報共有を図りつつ、府民に対しは、個人のプライバシーや人権に配慮した迅速かつ正確な情報提供と並行して、継続的に府民の知りたい情報を把握する必要がある。

その際、コミュニケーションに障がいのある方や外国人など受け手に応じた情報提供を行うよう配慮する。

当マニュアルは、このような認識の下、庁内各部局が実施すべき情報提供・共有のあり方とその役割分担について、あらかじめ整理することを目的とする。

## **３．今後の活用及び改定等**

　当マニュアルは、最新の知見や訓練等の結果を反映し、現状に即したものとするため、随時改定するものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| **１．本部** **４．対策本部等の組織体制　（詳細は「庁内実施体制及び連絡調整マニュアル」参照）** | |
| 本部長 | 知事 |
| 副本部長 | 副知事（３名） |
| 本部員 | 大阪府市大都市局長、危機管理監、政策企画部長、報道監、総務部長、  財務部長、府民文化部長、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、  環境農林水産部長、都市整備部長、住宅まちづくり部長、教育長、  府警本部長 |
| 幹事会 | 総務企画担当課長、災害対策課長、政策企画総務課長、  企画室報道担当参事、法務課長、財政課長、府民文化総務課長、  福祉総務課長、健康医療総務課長、保健医療室長、保健医療企画課長、  医療対策課長、健康づくり課長、地域保健課長、薬務課長、  食の安全推進課長、環境衛生課長、公衆衛生研究所ウイルス課長、  商工労働総務課長、環境農林水産総務課長、都市整備総務課長、  住宅まちづくり総務課長、教育総務企画課長、警備部警備課長 |

本部事務局

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事務局長 | 健康医療部次長 | 事務局次長 | 災害対策課長（医療分野以外） |
| 医療対策課長 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 疫学調査班 | |  | 広報報道班（広報チーム） | |  | 総務班 | |
| 班長 | 医療対策課 | 班長 | 健康医療総務課 | 班長 | 災害対策課 |
| 副班長 | 公衆衛生研究所 | 副班長 | 企画室 | 副班長 | 災害対策課 |
| 班員 | 健康医療部各課 | 班員 | 災害対策課  広報広聴課  医療対策課 | 班員 | 災害対策課  健康医療総務課 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 薬剤資器材班 | |  | 相談対応班 | |  | 社会機能維持班 | |
| 班長 | 医療対策課 | 班長 | 地域保健課 | 班長 | 災害対策課 |
| 副班長 | 薬務課 | 副班長 | 災害対策課 | 副班長 | 災害対策課 |
| 班員 | 健康医療部各課 | 班員 | 健康医療部各課他 | 班員 | 医療対策課 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 医療体制班 | |  | 連絡調整班 | |  |  |
| 班長 | 医療対策課 | 班長 | 保健医療企画課 |  |
| 副班長 | 医療対策課 | 副班長 | 災害対策課 |
| 班員 | 健康医療部各課 | 班員 | 災害対策課  健康医療総務課  医療対策課 |

# **Ⅱ　発生段階ごとの対策**

### **（１）情報収集**

## **１．共通の対策**

国内外の新型インフルエンザ等の発生状況等や専門的知見を収集する。

|  |  |
| --- | --- |
| 担当部署 | 内容 |
| 災害対策課  医療対策課  （発生後は対策本部事務局連絡調整班（以下「連絡調整班」という。）） | 世界保健機構（ＷＨＯ）、検疫所等から海外の発生動向 |
| 国立感染症研究所等研究機関から専門的知見や最新情報 |
| 内閣官房、厚生労働省等国機関からの情報収集 |
| 近隣府県からの情報収集 |
| 府内市町村、指定地方公共機関等の状況を把握 |

### **（２）情報提供・共有**

新たな情報の入手、提供・共有すべき情報が発生した場合は、下記のフロー図により情報提供・共有を図る。

各部局・保健所等

市町村、指定地方公共機関等関係機関、医療機関等

府民

報道機関

情報の提供

（HP、SNS等）

記者会見・報道資料提供

各種メディア

政府対策本部、各省庁、国立感染症研究所他

府対策本部：連絡調整班（集約・整理）

情報提供（基本的対処方針等の情報）

協議

関係団体等

関西広域連合

知事会

自治体

関係機関

情報の共有（メール、FAX等）

情報の提供

（メール、FAX等）

広報報道班(広報チーム)

情報の提供

（メール、FAX等）

※国との情報共有（ＷＥＢ会議想定）

　連絡調整班は、国が整備する情報共有体制により、国と情報共有を行う。

## **２．未発生期**

### **（１）継続的な情報提供**

**①新型インフルエンザ等の基本的情報及び発生した場合の対策について**

　府民向け対策ガイド及び事業者・職場におけるガイドライン、まん延防止マニュアルの内容を府民及び事業者に対し情報提供する。

|  |  |
| --- | --- |
| 担当部署 | 内容 |
| 災害対策課 | ・自然災害時等の備え(食料備蓄等)について府民等に啓発する際に、新型インフルエンザ等対策用の備蓄も含めて広報する。  ・市町村や指定地方公共機関に対し、新型インフルエンザ等緊急事態措置(以下「緊急事態措置」という。)について周知する。 |
| 医療対策課 | ・季節性インフルエンザに関する啓発時に新型インフルエンザ等対策についても併せて啓発を行う。  ・新型インフルエンザ等のＨＰを作成し、日常的に情報提供を行う。発生時にはポータルサイトに転換する。  ・市町村や指定地方公共機関に対し、新型インフルエンザ等の基本情報について周知する。 |
| 施設使用制限の要請等の対象である施設（以下「使用制限対象施設」という。)所管部署 | 文書送付や会議等の機会をとらえて、以下について周知する。  ・新型インフルエンザ等の基本情報及び発生した場合の対策  ・使用制限の要請等の緊急事態措置 |
| 上記以外の集客施設及び業界団体所管部署 | 文書送付や会議等の機会をとらえて、以下について周知する。  ・新型インフルエンザ等の基本情報及び発生した場合の対策  ・外出自粛要請等緊急事態措置 |

**②個人レベルでの感染対策について**

　ＨＰやＳＮＳ等を用いて、マスク着用、手洗い、うがい、咳エチケット等の個人レベルでの感染対策の普及を行う。

　とりわけ、集団感染を起こしやすい施設や、基礎疾患のある者が集まる施設については、その所管部署が情報提供を行う。

|  |  |
| --- | --- |
| 担当部署 | 内容 |
| 医療対策課 | ・季節性インフルエンザに関する啓発時に普及啓発を行う。  ・新型インフルエンザ等のＨＰを作成し、日常的に情報提供を行う。発生時にはポータルサイトに転換する。  ・市町村や指定地方公共機関に対し、メールやファクシミリ等を用いて周知する。 |
| 使用制限対象施設  所管部署 | ・文書送付や会議等の機会をとらえて周知する。 |

別紙

**使用制限対象施設（a、b）一覧**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **施設の種類** | **根拠規定** |
| **a 学校（bに掲げるものを除く。）** | | |
| 1 | 幼稚園 | 学校教育法第１条 |
| 2 | 小学校 | 学校教育法第１条 |
| 3 | 中学校 | 学校教育法第１条 |
| 4 | 高等学校 | 学校教育法第１条 |
| 5 | 中等教育学校 | 学校教育法第１条 |
| 6 | 特別支援学校 | 学校教育法第１条 |
| 7 | 高等専門学校 | 学校教育法第１条 | |
| 8 | 専修学校（高等課程に限る。） | 学校教育法第124条 | |
| 9 | 幼保連携型認定こども園 | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第２条第７項 | |
| **b 保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）** | | | |
| 1 | 生活介護事業を行う施設 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第７項 | |
| 2 | 短期入所事業を行う施設 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第８項 | |
| 3 | 重度障害者等包括支援事業を行う施設 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第９項 | |
| 4 | 自立訓練（機能訓練）事業を行う施設 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第13項 | |
| 5 | 自立訓練（生活訓練）事業を行う施設 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第13項 | |
| 6 | 就労移行支援事業を行う施設 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第14項 | |
| 7 | 就労継続支援（Ａ型）事業を行う施設 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第15項 | |
| 8 | 就労継続支援（Ｂ型）事業を行う施設 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第15項 | |
| 9 | 児童発達支援を行う施設 | 児童福祉法第６条の２第２項 | |
| 10 | 医療型児童発達支援を行う施設 | 児童福祉法第６条の２第３項 | |
| 11 | 放課後等デイサービスを行う施設 | 児童福祉法第６条の２第４項 | |
| 12 | 地域活動支援センター | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第１項第９号 | |
| 13 | 身体障害者福祉センター | 身体障害者福祉法第31条 | |
| 14 | 盲人ホーム | 昭和37年２月27日付社発第109号厚生省社会局長通知別紙「盲人ホーム運営要綱」 | |
| 15 | 日中一時支援事業を行う施設 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第３項、平成18年８月１日付障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害府県福祉部長通知別紙「地域生活支援事業実施要綱」 | |
| 16 | 通所介護を行う施設 | 介護保険法第８条第７項 | |
| 17 | 通所リハビリテーションを行う施設 | 介護保険法第８条第８項 | |
| 18 | 短期入所生活介護を行う施設 | 介護保険法第８条第９項 | |
| 19 | 短期入所療養介護を行う施設 | 介護保険法第８条第10項 | |
| 20 | 特定施設入居者生活介護（短期利用に限る）を行う施設 | 介護保険法第８条第11項 | |
| 21 | 認知症対応型通所介護を行う施設 | 介護保険法第８条第17項 | |
| 22 | 小規模多機能型居宅介護を行う施設 | 介護保険法第８条第18項 | |
| 23 | 認知症対応型共同生活介護（短期利用に限る）を行う施設 | 介護保険法第８条第19項 | |
| 24 | 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用に限る）を行う施設 | 介護保険法第８条第20項 | |
| 25 | 複合型サービスを行う施設 | 介護保険法第８条第22項 | |
| 26 | 介護予防通所介護を行う施設 | 介護保険法第８条の２第７項 | |
| 27 | 介護予防通所リハビリテーションを行う施設 | 介護保険法第８条の２第８項 | |
| 28 | 介護予防短期入所生活介護を行う施設 | 介護保険法第８条の２第９項 | |
| 29 | 介護予防短期入所療養介護を行う施設 | 介護保険法第８条の２第10項 | |
| 30 | 介護予防認知症対応型通所介護を行う施設 | 介護保険法第８条の２第15項 | |
| 31 | 介護予防小規模多機能型居宅介護を行う施設 | 介護保険法第８条の２第16項 | |
| 32 | 介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用に限る）を行う施設 | 介護保険法第８条の２第17項 | |
| 33 | 地域支援事業を行う施設 | 介護保険法第115条の45 | |
| 34 | 老人デイサービス事業を行う施設 | 老人福祉法第５条の２第３項 | |
| 35 | 老人短期入所事業を行う施設 | 老人福祉法第５条の２第４項 | |
| 36 | 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設 | 老人福祉法第５条の２第５項 | |
| 37 | 複合型サービス福祉事業を行う施設 | 老人福祉法第５条の２第７項 | |
| 38 | 老人デイサービスセンター | 老人福祉法第20条の２の２ | |
| 39 | 老人短期入所施設 | 老人福祉法第20条の３ | |
| 40 | 授産施設 | 生活保護法第38条第５項 | |
| 社会福祉法第２条第２項第７号 | |
| 41 | ホームレス自立支援センター | ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法第３条 | |
| 42 | 放課後児童健全育成事業を行う施設 | 児童福祉法第６条の３第２項 | |
| 43 | 保育所 | 児童福祉法第39条 | |
| 44 | 児童館 | 児童福祉法第40条 | |
| 45 | 認可外保育所 | 児童福祉法第59条の２ | |
| 46 | 母子健康センター | 母子保健法第22条 | |

### **（２）情報提供体制整備等**

**①事案ごとの情報提供手段の目安**

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **事案** | **区分** | **記者会見** | | **資料提供** | **ＨＰ** | **フェイス**  **ブック** | **ツイッター** |
|  | **対応** |
| ●府の対策、対応  a相談窓口等の周知、  b緊急事態宣言(解除)  c緊急事態措置の実施、  d発生段階の変更、  e予防接種開始、等 | 重要なもの (a～e) | ○ | 府対策  本部長 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| その他 |  |  | ○ | ○ |  |  |
| ●府内の感染状況  ・患者の発生  ・患者集団発生  ・重症者発生  ・死亡事案　等 |  | ○ | 府対策本部事務局長 | ○ | ○ |  |  |
| ●抗インフルエンザ薬耐性ウイルスの確認 |  | ○ | 府対策本部事務局長 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ●学校等の臨時休業の状況 |  |  |  | ○ | ○ | ○ | ○ |

※緊急事態措置：外出自粛、休業、一定以上の施設の使用制限等の要請・指示

**②広報チーム**

ア．広報チームの概要

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 内容 |
| 役　　割 | 新型インフルエンザ等の発生時には、情報を集約・整理し、府民、報道機関、市町村、指定地方公共機関等関係機関、医療機関等に対して一元的かつ効果的に情報提供を行う。 |
| 業　　務 | ・新型インフルエンザ等の発生状況や実施する対策の状況等についての情報の集約・整理・発信の一元的な窓口としての業務を行う。  ・府民、報道機関、市町村、指定地方公共機関、医療機関等に対して、必要な情報を提供する。  ・提供する際には、受け手に応じて提供手段を選択し、情報を分かりやすく編集・加工する。  ・報道機関、市町村、指定地方公共機関、医療機関等からの問い合わせ等に対応する。  ※府民からの問い合わせは、コールセンターで対応する。 |
| 構　　成 | 災害対策課　企画室政策課　広報広聴課　健康医療総務課　医療対策課 |
| 発生時の  運営概要 | ・チーム内に、府民、報道機関、市町村及び指定地方公共機関等関係機関、医療機関等、各対象に専属担当者を置き、対象ごとに一元的に対応するとともに、問い合わせ内容を集約・整理し、今後の情報提供やＱ＆Ａの作成等に反映する。  ・災害対策課及び医療対策課が、感染状況や対策本部事務局連絡調整班（以下「連絡調整班」という。）が収集した庁内外の情報、実施する対策の内容等を集約し、チーム内で共有するとともに、提供すべき情報の整理を行う。  ・庁内外に統一した情報を提供する。 |
| 発生前の準　　備 | ・感染症対策業務に携わる担当者が、研修等を通じて広報技術の向上を図る。  ・広報チームとして活動する職員を、発生前から指名しておく。 |

イ．広報チームの体制

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 情報提供対象 | | 担当者 | 留意事項 |
| Ａ | 府民 | 災害対策課、広報広聴課、健康医療総務課 | Ｐ.７（２）①に基づき情報提供 |
| Ｂ | 報道機関 | 政策課、健康医療総務課 |
| Ｃ | 市町村、指定地方公共機  関等関係機関 | 災害対策課、医療対策課 | 府ＦＡＱの提供 |
| Ｄ | 医療関係者等 | 医療対策課 | 原則として、指定地方公共機関を通じて情報提供 |

**③報道機関への情報提供**

ア．基本的考え方

・原則として情報は全て公表することとし、非公表とする情報は限定する。

・情報の公表、非公表の判断は、府の主体的判断に基づき決定する。

・確定段階に至っていない情報であっても、府として判断できる一定の情報を得た場合は、速やかに提供する。

イ．公開・非公開の基準

・非公開とするものは、個人情報保護法及び個人情報保護条例、情報公開条例の規定に基づく保護すべき内容であって、必要最小限の範囲であること。

・府民に情報を公開することによって達成する行政目的・府民利益と、非公開とすることに

よって保護する利益を比較考量して非公開とすべきか、またその範囲を決定する。

・すなわち、非公開とする内容を仮に公開した場合、現実に失われる利益、生じるリスクが明確、かつ回復できない可能性がある場合は、行政目的、府民利益等と十分に比較考量して、非公開対象を最小限に止めるものとする。

ウ．患者発生状況に関する公表の考え方

・発生状況の公表に当たっては、患者のプライバシーの保護に十分留意し、個人が特定される情報については、公開を差し控えることとする。

・発生地域の公表に当たっては、原則、市区町村名までの公表とするが、患者と接触した者が感染している可能性を考慮し、公衆衛生上、当該接触者への対応が必要な場合はその程度に応じて、患者が滞在した場所、時期、移動手段等を公表するものとする。

エ．公表の範囲

・原則として、下記表に掲げる範囲を目安とする。

・サーベイランス体制の稼働状況との関連で、発生段階に応じて、項目（発生状況・発生地域・確定診断の状況・健康被害の状況・感染防止策・行政の対応・問い合わせ先・その他）の選択はあり得る。

|  |  |
| --- | --- |
| **事例** | **公表範囲** |
| 患者（個別事例）の公表 | 年齢、性別、医療機関からの発生届受理保健所、居住地、基礎疾患、渡航歴、発症の経緯 |
| 集団感染事例の公表 | 年齢、性別、届出受理保健所、施設所在地及び学校種別・学年（職業） |
| 死亡事例の公表 | 年齢、性別、基礎疾患及び経過 |

オ．府内の患者発生状況等における府と保健所設置市との役割分担における取り決め

・府は府内全域分、各保健所設置市は市域分の状況について報道提供する。

・報道提供を行う際には、相互に連携し、同時刻に同時点の情報を提供する。

・感染拡大時期に患者発生数を報道提供する際は、毎日２回(11時、17時)提供する。

・記者会見、ブリーフィング等の実施は府に一元化するが、府内初発例や死亡事案、大規模感染等重大事案については、府と調整のうえ、保健所設置市においても同時に実施する。

・記者会見等の実施にあたっては、国との連携について十分留意する。

カ．報道提供体制

・広報チームＢが一元的に対応する。

・庁内各部署においては、新型インフルエンザ等に関して報道関係者の対応は行わない。

・報道機関担当者を複数指名しておき、発生期には、適時適切に、また報道機関の求めに応じ、レクチャーやブリーフィングを行う。

・報道機関に対しては、プレスルームを提供する。

　プレスルームにおいては、災害対策課及び医療対策課は、報道機関からの個別の確認事項等について対応する。

・発生期には、１日２回、府域全域の患者発生状況を対策本部事務局疫学調査班が集約することから、この情報については、把握し次第、１日２回、対策本部事務局次長（医療対策課長）が状況を説明する。

キ．報道提供基準

　新型インフルエンザ等については、１類感染症の基準に準じ、下記のとおりとする。



**④コールセンターの設置準備**

ア．コールセンターの概要

|  |  |
| --- | --- |
| 設置場所 | 大手前庁舎内（暫定） |
| 開始時期 | 府対策本部設置と同時 |
| 設置時間帯 | 24時間 |
| 回線数 | 最大15回線及びファクシミリ設置（30分ごとに確認） |
| 対応人員数/日 | ３交代、45名（※目安であり、必要に応じ調整） |
| 人員確保 | 災害対策課・医療対策課から人事課に協力要請→全庁に応援要請 |
| 対応内容 | 府民からの新型インフルエンザ全般に関する問い合わせに答える。 |
| ＦＡＱ | 災害対策課、医療対策課作成 |
| 閉鎖時期 | 閉鎖は流行の状況をみて判断 |

※開設当初は職員で対応するが、業務委託体制へ移行する。

**【その他類するもの】**

○外国人向け電話相談（国際課を通じＯＦＩＸ依頼）（平日、9:00～17:30）

・トリオフォンによる9か国対応

　（日本語、英語、中国語、韓国･朝鮮語、ﾎﾟﾙﾄｶﾞﾙ語、ｽﾍﾟｲﾝ語、ﾍﾞﾄﾅﾑ語、ﾌｨﾘﾋﾟﾝ語、ﾀｲ語）

・ＦＡＱ：コールセンターと同様

・開始時期：ＦＡＱ翻訳出来次第

○府民お問合せセンター　ピピっとライン　06-6910-8001（平日、9:00～18:00）

・コールセンターの立上げに併せ、府民お問合せセンターにおいても一般的な問い合わせ等を受付

・ＦＡＱ：コールセンターと同様

イ．事前準備

|  |  |
| --- | --- |
| 担当部署 | 内容 |
| 災害対策課  医療対策課 | ・設置場所確保、回線の準備依頼  ・人事課と協議し、各部局における応援割り当て人数等確認  ・ＦＡＱのための情報収集 |

### **（３）情報提供・共有**

|  |  |
| --- | --- |
| 担当部署 | 内容 |
| 災害対策課  医療対策課 | 関係機関等と事前に昼夜休日の連絡手段を複数確保し、情報提供体制を確立しておく（電話、ファクシミリ、メール）。 |

## **３．府内未発生期**

### **（１）情報提供体制の確立**

**①府民への情報提供手段と時期の目安**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **情報の種類** | **手段** | **時期** |
| 新型インフルエンザ等全般に関する情報提供  （府の対策の状況、休業要請等の状況を含む。） | 府専用ＨＰ、ＳＮＳ  コールセンター  府民お問合せセンター  市町村相談電話等（市町村に対応依頼）  報道資料提供  記者会見 | 府内未発生期以降 |
| 府内発生状況 | 府専用ＨＰ  報道資料提供  記者会見 | 府内発生早期以降 |
| 帰国者・接触者外来の  受診方法 | 帰国者・接触者相談センター | 府内未発生期～府内発生早期 |
| 医療機関情報 | 府専用ＨＰ  （外国人向けは保健医療企画課ＨＰ） | 府内感染期以降 |
| 予防接種情報 | 府専用ＨＰ  市町村ＨＰ等（市町村実施広報）  報道資料提供 | ワクチン流通体制整備以降 |

**②広報チームの設置**

・広報チームは、対策本部事務局広報報道班(以下「広報報道班」)内に設置する。

・広報チームの職員は、交代で事務局に常駐する。

・広報チームは情報提供対象ごとに、一括して情報提供、問い合わせ等に対応し、集約。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 情報提供対象 | | 担当者 | 留意事項 |
| Ａ | 府民 | 災害対策課、広報広聴課、健康医療総務課 | Ｐ.７①に基づき情報提供 |
| Ｂ | 報道機関 | 政策課、健康医療総務課 |
| Ｃ | 市町村、指定地方公共機  関等関係機関 | 災害対策課、医療対策課 | 府ＦＡＱの積極的な提供 |
| Ｄ | 医療関係者等 | 医療対策課 | 原則として、指定地方公共機関を通じて情報提供 |

**③コールセンター等の設置**（コールセンター設置場所：健康医療部内／回線あり）

|  |  |
| --- | --- |
| 担当部署 | 内容 |
| 新型インフルエンザ等対策本部幹事会（以下「幹事会」という。） | 設置準備着手判断 |
| 庁舎管理課 | 電話等設備確保 |
| 災害対策課、医療対策課 | 人事課の協力を得て、割り当て数に基づき、各部局に人員の確保依頼 |
| 災害対策課、医療対策課 | ＦＡＱ準備 |
| 国際課 | 外国人向け相談体制整備 |
| 広報広聴課 | 府民お問合せセンターでも問い合わせ対応できるよう準備 |
| 災害対策課、医療対策課 | 市町村に対し、府ＦＡＱを参考に、住民からの相談に応じるよう要請 |
| 対策本部事務局相談対応班(以下「相談対応班」という。) | ・対策本部設置と同時にコールセンターの運営を開始（以降、運営調整を行う）  ・ＦＡＱを更新し、市町村に情報提供  ・職員による実施体制から民間事業者による委託実施体制へ移行 |

**④海外感染症危険情報の発出等**

|  |  |
| --- | --- |
| 担当部署 | 内容 |
| 広報報道班(広報チームＡ) | 府民に対し、府ＨＰ等により、発生国への渡航者に情報提供及び注意喚起を行う。 |
| 国際課、企画・観光課 | 来阪、在阪の外国人に対し、ＯＦＩＸ等を通じ情報提供及び注意喚起を行う。 |
| 業界団体等を所管する部署 | 事業者に対し、業界団体等を通じ、海外渡航における情報提供及び注意喚起を行う。 |
| 高等学校課、支援教育課、小中学校課、私学・大学課 | 修学旅行等においての注意喚起を行う。 |

**⑤医療に関する情報提供**

|  |  |
| --- | --- |
| 担当部署 | 内容 |
| 広報チームＤ | ・指定地方公共機関（大阪府医師会、大阪府歯科医師会、大阪府薬剤師会、大阪府病院協会、大阪府私立病院協会）を通じて国が示す症例定義を医療従事者に周知するとともに、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、メールやファクシミリ等を用いて、医療従事者に迅速に提供する。  ・発生段階の移行について、直ちに周知する。 |
| 広報チームＡ | ・府民に対し、症例定義に合致する症状がある場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡してから、帰国者・接触者外来を受診するよう、ＨＰやＳＮＳ等を用いて周知する。  ・発生段階の移行について、直ちに周知する。 |
| 広報チームＢ | ・報道機関を通じ、府民に対し、症例定義に合致する症状がある場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡してから、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。  ・発生段階の移行について、直ちに周知する。 |

**【留意点】**

・府民に対し、帰国者・接触者相談センターの開設を周知するときは、保健所設置市が設置する帰国者・接触者相談センターの連絡先も併せて周知する。

・保健所に対しては、対策本部医療体制班が上記情報をメールやファクシミリ等により周知する。

## **４．府内発生早期～府内感染期**

### **（１）情報提供**

**①府民等に対する情報提供**

|  |  |
| --- | --- |
| 担当部署 | 内容 |
| 広報チームＡ | ・「事案ごとの情報提供手段の目安(Ｐ.７)」を参考に、府民に対し、府内外の発生状況と具体的な対策等について情報提供する。  ・「府民向け対策ガイド」の内容を適時適切に提供する。 |
| 広報チームＢ | ・報道機関への情報提供(Ｐ.９～11)の基準に従い、報道機関へ情報提供する。 |
| 全部局 | ・必要に応じ、上記について、所管団体や業界団体等に周知する。 |
| 使用制限対象施設所管部署 | ・事業者・職場におけるガイドラインの内容について、情報提供する。 |
| 広報報道班  (災害対策課・医療対策課) | ・コールセンターや広報チームに寄せられる問い合わせ等を集約する。  ・内容を分析し、情報提供すべき内容を検討する。  ・府民の不安や風評被害等への対応を検討し、提供すべき情報を決定する。 |
| 相談対応班 | ・コールセンターの運営調整を行う。  ・Ｑ＆Ａ等を充実させ、市町村にも提供する。 |

**②医療に関する情報提供**

|  |  |
| --- | --- |
| 担当部署 | 内容 |
| 広報チームＤ | ・指定地方公共機関（大阪府医師会、大阪府歯科医師会、大阪府薬剤師会、大阪府病院協会、大阪府私立病院協会）を通じて、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療従事者に迅速に提供する。  ・発生段階の移行について、直ちに周知する。 |
| 広報チームＡ  ※府内感染期では帰国者・接触者外来に限定せず、一般の医療機関で診療 | ・府民に対し、症例定義に合致する症状がある場合は帰国者・接触者相談センターに連絡してから、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。  ・発生段階の移行について、直ちに周知する。 |
| 広報チームＢ  ※府内感染期では帰国者・接触者外来に限定せず、一般の医療機関で診療 | ・報道機関を通じ、府民に対し、症例定義に合致する症状がある場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡してから、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。  ・発生段階の移行について、直ちに周知する。 |